

(2) 文化活動の振興

我が国の障害者による文化芸術活動については、近年、障害福祉分野と文化芸術分野双方から機運が高まっており、広く文化芸術活動の振興につながる取組が行われている。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、関係者相互の情報共有やネットワークの構築を図るとともに、障害のある人の芸術文化の振興に資する取組について、広く関係者による意見交換を行う「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会」を2015年度から文化庁と厚生労働省が共同で開催してきた。

厚生労働省では、2013年に開催された「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」の中間とりまとめを受け、2014年度からは芸術活動を行う障害のある人やその家族、福祉事業所等で障害のある人の芸術活動の支援を行う者を支援するモデル事業を実施し、事業で培った支援ノウハウを全国展開すべく、2017年度からは障害者芸術文化活動普及支援事業を実施し、障害のある人の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）の更なる振興を図っている。

また、障害のある人の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として、「第18回全国障害者芸術・文化祭おおいだ大会」（2018年度）を、「第33回国民文化祭・おおいだ2018」（2018年度）と一体的に開催した。

第18回全国障害者芸術・文化祭おおいだ大会の様子



演劇の様子



展示の様子

資料：厚生労働省

さらに、文化庁では、障害のある人の優れた文化芸術活動の国内外での公演・展示の実施、助成採択した映画作品や劇場・音楽堂等において公演される実演芸術のバリアフリー字幕・音声ガイド制作への支援、特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場の提供等、障害者の文化芸術活動の充実にに向けた支援に取り組んでいる。

また、国立美術館、国立博物館は、障害のある人について展覧会の入場料を無料としているほか、全国各地の劇場、コンサートホール、美術館、博物館などにおいて、車いす利用者も利用できるトイレやエレベーターの設置等障害のある方々に対する環境改善も進められている。

2018年6月には障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成30年法律第47号)が成立・施行されたことを受け、国は、同法に基づく基本計画を作成した。今後はこの計画に基づき、上記をはじめとする障害者による文化芸術活動の推進に関する施策をより総合的かつ計画的に推進することとしている。

オリンピック・パラリンピックはスポーツの祭典のみならず文化の祭典でもあり、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」（平成27年11月27日閣議決定）において、日本文化の魅力を発信して

いくこととしている。2016年3月に、関係府省庁、東京都、大会組織委員会を構成員とする「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議」を開催した。その中で2020年以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を活かし、障害のある人にとってのバリアを取り除く取組等成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシー創出に資する文化プログラムを「beyond2020プログラム」として認証するとともに、日本全国へ展開することを決定した。2019年3月末時点で約10,000件の事業を認証した。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化活動例（視聴覚障がい者のための花火）

2020年は、文化プログラムを通じて日本文化の魅力を発信する際に、多様性や国際性に配慮した取組を進める絶好の機会である。

一般社団法人日本花火推進協会は、2018年10月13日（土）に秋田県大仙市で開催された「大曲の花火-秋の章-」において、beyond2020プログラム認証事業「視聴覚障がい者のための花火」を開催し、約50名の視聴覚障害のある人を招待して花火を楽しんでいただく取組を実施した。

同協会は、2018年7月から視聴覚障害のある人と話し合いを重ねて、花火鑑賞の手法を検討し、花火当日の取組に反映した。

視覚障害のある人に対しては、花火の大きさや重さ、広がりや高さを体感できるよう、花火玉や筒の模型の展示や花火の情景を表現した点図の配布を行うとともに、花火大会の情景を朗読劇で鑑賞していただいた。

また、聴覚障害のある人に対しては、音を広く遠くまで届けられる装置を設置したり、花火の爆発音を特殊な機器を用いて振動に変換したりすることで、花火の迫力を体感していただいた。

2020年に向けて同様の取組が全国で展開されることにより、日本文化の国内外への発信や、共生社会の実現に繋げていく。



花火玉や筒の模型を展示



花火の情景を表現した点図を配布



花火朗読劇

第3章第1節 5. スポーツ・文化芸術活動の推進

／文部科学省

TOPICS

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律及び基本的な計画について

近年、障害福祉分野と文化芸術分野双方からの、障害者による文化芸術活動への機運の高まりを受けて、議員立法により障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）が成立し、2018年6月に公布、施行された。

本法は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法及び障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とするものである。

本法に基づく国の基本的な計画の策定に向けて、文化庁、厚生労働省、経済産業省等の関係省庁によって構成する障害者文化芸術活動推進会議を2018年8月及び2019年2月に開催するとともに、文化芸術及び福祉関係者等を委員とする障害者文化芸術活動推進有識者会議を2018年12月までに計3回開催した。有識者会議において、各種芸術団体や福祉団体からヒアリングを行うなど、現場を含めた幅広い意見を聴取した上で、基本計画について議論を行った。パブリックコメント等を経て、2019年3月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」を公表した。今後、国の基本的な計画を参考として、地方公共団体も計画を策定することとなり、それに基づき、障害者による文化芸術活動の充実に向けた支援に取り組んでいくこととしている。

「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」の概要

本計画の位置付け

- ・ 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）」（以下「障害者文化芸術推進法」という。）第7条に基づき、障害者基本法及び文化芸術基本法の理念や方針を踏まえ策定
- ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものとする

障害者による文化芸術活動推進に当たっての意義と課題

障害者による文化芸術活動の推進は、現在生じている文化芸術活動への参加や創造における物理的・心理的障壁を取り除き、誰もが多様な選択肢を持ち得る社会を構築するためのものであり、文化芸術活動全般の推進や向上に貢献し、我が国に新しい価値の提案をもたらすと同時に、共生社会の実現に寄与する

基本的な方針

- 障害者文化芸術推進法の定める3つの基本理念を基本的な視点とし、具体的な施策に取り組む

視点1） 障害者による文化芸術活動の幅広い促進

芸術家を目指す人から日常の楽しみとして行う人まで、いかなる障害者でも、地域の様々な場で幼少期から生涯にわたり、多様な文化芸術活動に全国津々浦々で参加できることが重要

視点2） 障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化

新たな価値観や文化創造に寄与する作品・活動も多く生まれており、文化芸術が有する多様な価値を幅広く考慮し、その評価のあり方を固定せずに議論を続けていくことが重要

視点3） 地域における、障害者の作品等の発表、交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現

地域の様々な領域で、多様な主体が円滑に活動できる環境や関係者の連携体制を整備し、地域に新たな活力を生み出し、障害への理解を深め、誰もがお互いを尊重し合う豊かな地域社会を構築することが重要

施策の方向性

- 障害者基本計画及び文化芸術推進基本計画の計画期間を踏まえ、平成31～34年度を対象期間とする

(1) 鑑賞の機会の拡大

- ・ 障害特性に応じた利用しやすい環境整備の推進
- ・ 適切な対応ができる人材の育成
- ・ 地域における鑑賞機会の創出 等

(2) 創造の機会の拡大

- ・ 創造活動の場の創出・確保
- ・ 多様な創造活動の場における環境・内容の充実
- ・ 創造活動の場と障害者をつなぐ人材の育成 等

(3) 作品等の発表の機会の確保

- ・ 発表の場の創出・充実
- ・ 海外への発信 等

(4) 芸術上価値が高い作品等の評価等

- ・ 作品や活動等の情報収集・発信と環境整備
- ・ 作品や活動に対する保存等の取組 等

(5) 権利保護の推進

- ・ 作品等に関わる様々な諸権利の普及啓発
- ・ 自らの意思表示に困難を伴う障害者への配慮
- ・ 研修、相談などの環境整備等 等

(6) 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援

- ・ 企業等における環境整備や販路開拓の促進
- ・ 地域における相談支援体制の促進 等

(7) 文化芸術活動を通じた交流の促進

- ・ 地域、国内外など幅広い交流の促進
- ・ 文化、福祉、教育等の各分野の連携・交流 等

(8) 相談体制の整備等

- ・ 地域における相談や支援体制の全国的な整備 等

(9) 人材の育成等

- ・ 障害者による文化活動を理解し支援等を行うための人材の育成・教育 等

(10) 情報の収集等

- ・ 障害者による文化芸術活動の調査研究
- ・ 国内外における情報収集・発信の促進 等

(11) 関係者の連携協力

- ・ 身近な地域におけるネットワークの整備
- ・ 各地域を結んだ広域的な連携の推進 等

TOPICS

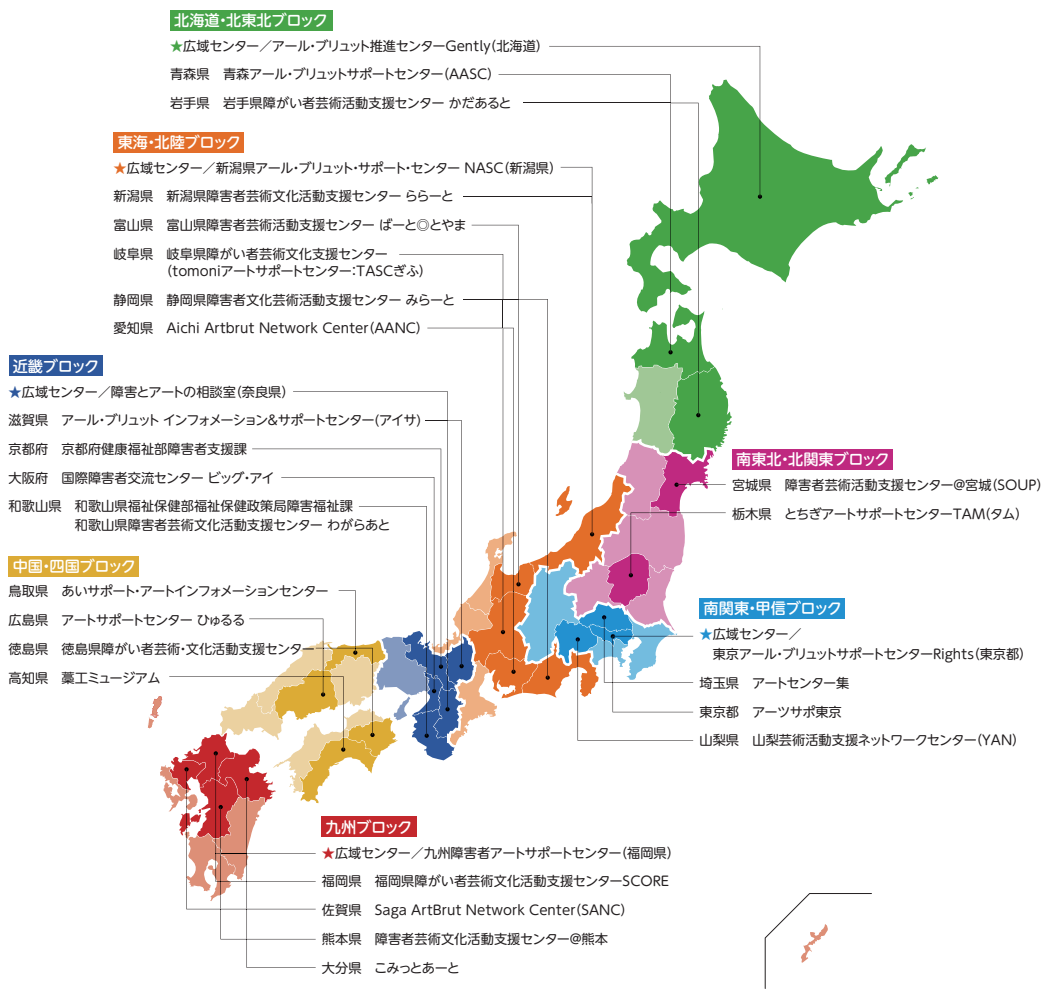
障害者の芸術文化活動支援拠点の全国への広がり

厚生労働省では、障害のある人の自立と社会参加を促進する観点から、芸術文化活動の振興を図っている。2017年度からは、地域の障害のある人の芸術文化活動の支援拠点となる「障害者芸術文化活動支援センター（支援センター）」を全国に整備する「障害者芸術文化活動普及支援事業」を実施しており、2018年度は24の都道府県で事業に取り組んでいる。

支援センターは、それぞれの地域の現状を把握し、芸術活動に関する相談支援、必要とされる人材育成、多分野の関係者とのネットワークづくりなどを行っている。この取組を通じて、障害のある人を中心に、家族、支援者、住民、福祉団体、文化団体、教育機関などがつながり、地域に新たな活力が生まれ、誰もがお互いを尊重し合う豊かな地域社会の基盤が生まれている。また、支援センターのない地域においても、こうした支援が行われるよう広域的・全国的な支援機関も設けており、全国各地で、様々な障害のある人が、美術、音楽、演劇、舞踊などの多様な芸術文化に参加できる環境づくりを進めている。今後、さらに多くの都道府県にこの仕組が広がるよう取り組んでいく。

※本事業及び各センターの詳細については、専用サイト（<http://renkei-sgsm.net>）を参照のこと。

支援センター・広域センター 一覧



連携事務局 グロー(美術)、大阪障害者自立支援協会(舞台芸術)

※2018年度は「南東北・北関東ブロック」「中国・四国ブロック」に広域センターが設置されていないため、連携事務局がこれらのブロックへの支援を行います。

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
参考資料

第3章第1節 5. スポーツ・文化芸術活動の推進

／文部科学省

TOPICS**「ここから3－障害・年齢・共生を考える5日間」展について**

文化庁は、障害者週間に会期を重ねて、2018年12月5日から9日まで、国立新美術館において「ここから3－障害・年齢・共生を考える5日間」展を開催した。『ここから－アート・デザイン・障害を考える3日間－』展（2016年10月開催）と、『ここから2－障害・感覚・共生を考える8日間』展（2018年3月開催）を継承する展覧会で、本展では「エイジ／レス」をサブテーマとしている。障害や年齢を超越して、ものをつくることについて考え、また同じ場集って展示を見ることにより、アートを通じて共生社会を考える機会となるよう企画したものである。

本展には、17組の作家が参加し、障害のある方たちが制作した魅力ある作品と、文化庁メディア芸術祭の受賞作などから選ばれたマンガ、アニメーション作品や、参加型のメディアアート作品を展示した。作品は「パート1：ここからはじめる～生きる・作る・アートの原点に触れる～」 「パート2：ここからおもう～多様な「エイジ／レス」を描くメディア芸術～」 「パート3：ここからひろがる～「いまのわたし」を感じる世界～」の3つのパートに分けて紹介した。また「特別展示」として、年齢を重ねてから絵画を始め、画家として活躍した丸木スマ氏の作品を展示し、さらに音楽家の大友良英氏による誰でも参加できるサウンドイベント「ここからオーケストラ」、手話通訳付きでの監修者らによるギャラリートークを行った。作品展示とあわせて、マンガ作品を凹凸がついた「触図」を通じて触れながら鑑賞する展示や、来場者の鑑賞をサポートするアート・コミュニケータを配置する試みも実施した。

本展には、約2,500人が来場し、作品を観覧した。来場者の中には障害のある方や年配の方、外国人の方の姿も数多く見られた。



パート1では絵画を中心に多彩な作品を紹介



パート2ではマンガ原画、アニメーション、マンガ触図を展示



パート3では空間を感知して振動を伝える装置を使い作品を鑑賞



障害のある方や幅広い年齢の方々が演奏者として参加した「ここからオーケストラ」

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

参考資料